

2017年度 事業報告書

(2017年4月1日～2018年3月31日)



公益財団法人 松口奨学会

2017年度事業報告

I. 事業の概要

グローバル化が非常な勢いで進む中、松口奨学会は、志高く飛躍しようとする日本・アジア各国の俊英たちへの支援が、わが国とアジア地域の発展ならびに平和構築に資する、との考えのもと創設され、内閣府あて申請手続きを経て、2015年4月1日付で公益財団としての認定を取得し、同年より事業活動を開始いたしました。

1. 奨学金支給事業

(1) 国内大学に通う日本人学生への支給事業

i 対象大学：以下の7大学

明治大学、立教大学、中央大学、南山大学、同志社大学、関西学院大学、関西大学

ii 大学からの推薦学生数：(当年度)14名

対象大学から各2名ずつ計14名を推薦していただきました。

iii 選考方法

以下の定量・定性評価結果の合計により14名の中から9名を選出しました。

選考委員会：2017年6月7日(水)

委員会メンバーの現職状況は後述

定量的な評価	保護者の年収・成績・英語関連資格により
定性的な評価	志望動機・ボランティア経験等生活状況の本人記述内容に基づき、選考委員が相対評価

定量・定性の評価結果から、総合的に奨学生を選抜

iv 選考結果(採用者の大学・学部・学年)

	大学名・学部	学年
1	関西大学・化学生命工学部	1年
2	関西学院大学・教育学部	2年
3	同志社大学・文学部	1年
4	南山大学・人文学部	2年
5	立教大学・文学部	2年
6	明治大学・農学部	2年
7	明治大学・情報コミュニケーション学部	2年
8	中央大学・文学部	2年
9	中央大学・法学部	1年

v 選考委員について

4名の大学教員(※)と、財団常務理事の計5名で委員会を構成

※	1	京都大学名誉教授
	2	京都産業大学法学部教授
	3	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授 雲南農業大学名誉教授
	4	京都大学大学院農学研究科教授

(注) いずれの委員も、奨学金対象大学とは関係がありません

vi 支給額(2015年7月より支給開始):

1人あたり年間48万円 ⇒ 当年(2017年)度9名/計432万円

2015年度採用奨学生あて9名/計420万円

→9名のうち1名が休学。12万円(3か月分)未支給

2016年度採用奨学生あて9名/計432万円

年間計1,284万円を支給

vii 奨学金授与式

・2017年7月22日(土) 11時より

大阪シーリング印刷株式会社社会議室で実施

・参加者: 奨学生8名(※)、大学関係者7名、財団関係者10名、講師1名、計26名

※1名は試験のため欠席、1名は遅刻出席

・元青年海外協力隊隊員による体験談(2014年1月~2016年1月カンボジア派遣)

・奨学生7名によるスピーチ(欠席・遅刻した2名は別途収録したスピーチを上映)

~事業報告の附属明細書①「スピーチの概要」をご参照ください

・奨学生に記念品を贈呈(レポートパッド、レポート用紙、ネーム入りボールペン)

(2) 海外大学に通う現地人学生への支給事業

未実施~北京大学、フィリピン大学と合意に達せず、現在折衝中です。

※ 両大学から、奨学金の『安定した、継続的な支給』を担保することを趣旨とした協定書締結の提案あり、大学側の「奨学金は一括して大学が管理したい」「奨学生は、大学の専権として選抜したい」との意向が、本邦内閣府公益認定等委員会が規定する趣旨と一部そぐわない部分があり、詰めている段階です。

- (1) 海外留学を志す邦人学生に対する支援として、
文部科学省が企画推進する「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」に協賛
～独立行政法人日本学生支援機構に対し、5百万円寄附（2018年3月28日）
（「事業報告の附属明細書」②③をご参照ください）
- (2) 従来実施していた公益財団法人公益法人協会への寄附(※)は、同協会より「いただいた寄附を単年度で消化できず、翌年以降に繰り越すことになった」との報告を受け、今年度は取り止めています。
- ※震災等により大学・高校での就学が困難になった学生・高校生を支援する目的

II. 処務の概要

1 届出・認可状況

- (1) 新たな認可事項はありません
- (2) 理事の改選を行い、後記の通り届出しました。

2 役員等に関する事項

(1) 役員に関する事項

理事 定数3名以上8名以内（定款第24条1項の1）現在7名

監事 定数2名 （定款第24条1項の2）現在1名

役員	氏名	所属・役職等
理事長	松口 正	OSPグループ代表
常務理事	津森 敏弘	株式会社OSPホールディングス取締役
理事	今村 峰夫	久保井総合法律事務所代表パートナー弁護士
理事	片岡 基宏	株式会社三菱東京UFJ銀行玉造支店長
理事	井上 慎治	株式会社池田泉州銀行常務執行役員
理事	竹内 厚志	株式会社近畿大阪銀行東大阪支店長
理事	中川 一雄	株式会社みずほ銀行阿部野橋支店長
監事	岡本 裕司	岡本会計事務所税理士

中川理事の任期終了は、2019年6月開催の定時評議員会終結のときまで、その他の理事ならびに監事の任期終了は、2018年6月開催の定時評議員会終結のときまでです。

(2) 評議員に関する事項

評議員 定数3名以上7名以内（定款第11条）現在5名

役員	氏名	所属・役職等
----	----	--------

評議員	久保井 聡明	久保井総合法律事務所代表パートナー弁護士
評議員	笹倉 淳史	関西大学商学部教授
評議員	水谷 隆彦	丸昌化学工業株式会社取締役会長
評議員	池田 博之	株式会社りそな銀行副会長
評議員	富士田 圭志	株式会社OSPホールディングス取締役

池田評議員の任期終了は、2019年6月開催の定時評議員会終結のときまで、その他の評議員の任期終了は、2020年6月開催の定時評議員会終結のときまでです。

3 会議に関する事項

(1) 理事会

開催年月日	議事事項	結果
2017年6月1日 (決議省略)	【決議事項】 第1号議案 2016年度事業報告ならびに決算の承認 (定時評議員会招集にかかる決議は2017年2月17日付理事会で実施)	承認
2017年6月20日	【報告事項】 理事長、常務理事の職務執行状況報告	承認
2017年12月14日 (決議省略)	【審議事項】 第1号議案 選考委員会規程制定の件 第2号議案 評議員会開催(決議省略)の件	承認 承認
2018年1月15日 (決議省略)	【審議事項】 第1号議案 公印管理規程制定の件 第2号議案 権限規程制定の件	承認 承認
2018年2月16日 (決議省略)	【審議事項】 第1号議案 経理規程制定の件	承認
2018年3月14日	【審議事項】 第1号議案 2018年度事業計画案の件 第2号議案 2018年度収支予算案、資金調達及び設備資金の見込み(案)の件 第3号議案 2018年度定時評議員会開催の件 第4号議案 選考委員選任の件 第5号議案 改選理事・監事、ならびに新任理事・監事の各候補推薦の件 【報告事項】 第1号報告 理事長、常務理事の職務執行状況の報告 第2号報告 内閣府立入検査について	承認 承認 承認 承認 承認

(2) 評議員会

開催年月日	議事事項	結果				
2017年6月20日	<p>【決議事項】</p> <p>第1号議案 2016年度事業報告、および貸借対照表、正味財産増減計算書ならびにこれらの付属明細書及び財産目録の承認</p> <p>第2号議案 定款変更(理事定数増加)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(役員の設置) 第24条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事3名以上 7名以内 (2) 監事1名以上 2名以内</td> <td>(役員の設置) 第24条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事3名以上 8名以内 (2) 監事1名以上 2名以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3号議案 理事改選、および新理事選任 理事候補 (改選) 片岡 基宏、(新任) 中川 一雄</p>	変更前	変更後	(役員の設置) 第24条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事3名以上 7名以内 (2) 監事1名以上 2名以内	(役員の設置) 第24条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事3名以上 8名以内 (2) 監事1名以上 2名以内	承認 承認
変更前	変更後					
(役員の設置) 第24条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事3名以上 7名以内 (2) 監事1名以上 2名以内	(役員の設置) 第24条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事3名以上 8名以内 (2) 監事1名以上 2名以内					
2017年12月25日 (決議省略)	<p>第1号議案 定款変更の件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(選考委員会) 第40条 この法人に、第4条第1項の事業の対象となる者を選考するため選考委員会を置く。</td> <td>(選考委員会) 第40条 この法人に、第4条第1項の事業の対象となる者、または事業遂行に必要な団体を選考するため選考委員会を置く。</td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	(選考委員会) 第40条 この法人に、第4条第1項の事業の対象となる者を選考するため選考委員会を置く。	(選考委員会) 第40条 この法人に、第4条第1項の事業の対象となる者、または事業遂行に必要な団体を選考するため選考委員会を置く。	承認
変更前	変更後					
(選考委員会) 第40条 この法人に、第4条第1項の事業の対象となる者を選考するため選考委員会を置く。	(選考委員会) 第40条 この法人に、第4条第1項の事業の対象となる者、または事業遂行に必要な団体を選考するため選考委員会を置く。					

(3) 選考委員会

2017年6月7日	2017年度奨学生選考委員会	
-----------	----------------	--

4 本省指示に関する事項

2017年11月16日(金) 内閣府の立入検査を受検
指示・指導事項は以下の通り(トレース表にて対応中)

- ① 事務取扱要項(または経理規程)、公印管理規定を作成のこと
- ② 選考委員会規程を作成し、提出のこと
- ③ 選考委員会議事録を作成のこと
- ④ 学生選考時に面接すること～公益認定申請時の「事業の公益性について」の段にその旨記載あり
- ⑤ 成績証明書保管状況を改善のこと
- ⑥ 奨学生の採用結果をホームページに掲載のこと
～公益認定申請時の事業内容にその旨記載あり
- ⑦ 現在の対象大学7大学について、見直す・見直さないのいずれの場合も理事会で決議すること
- ⑧ 特定資産の銀行口座を分けて、名称もわかりやすくつけること
- ⑨ 権限委譲書を更新のこと(旧理事長からの権限委譲書しかない)
- ⑩ 権限規程を策定のこと(金額基準だけでなく重要性による切り分けも考慮のこと)
- ⑪ 稟議簿を整備のこと
- ⑫ 寄附を事業内容に入れているが、公益法人協会向けの寄附のように、同協会宛寄附が、財団の指定した用途通りに使われていないように思われるケースあり。間接的な学生支援よりも直接的に支援する方がベター
- ⑬ 事業報告に「国内の学生を支援」とあるが、「国内外の学生を支援」に改めること
- ⑭ 150万株の寄附について毎年分割して受贈しているが、財政基盤の安定性に疑問「内閣府に持ち帰り審議する」との指示。

後日「公益認定等委員会に付議したが『問題ない』との結論を得た」との連絡あり

■内閣府指示に対応し、作成・報告した諸規程は以下の通り

・経理規程	附属資料	④
・公印管理規程	〃	⑤
・権限規程	〃	⑥
・選考委員会規程	〃	⑦

5 その他

該当なし